

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

生活費や家賃（相当額）、資格取得のための の自立支援資金を貸付けします！

児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託が解除された方、
及び児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の方の、自立した生活を支援する貸付事業です。

貸付対象

- ① 沖縄県の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」）を退所後5年未満の方。
- ② 里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」）の委託を解除されて5年未満の方のうち、進学や就職後に保護者等から経済的な支援が見込まれない方。
- ③ 児童養護施設等に入所中・退所後5年未満の方、又は里親等に委託中・解除後5年未満の方であって、就職に繋がる資格の取得を希望する方。

貸付期間及び 貸付額

① 生活支援費

大学等に在学（以下「進学者」）する期間（正規修学期間）
貸付額：一律 50,000 円（月額）

※医療機関を定期的に受診する場合、医療費加算として2年間まで、
医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができます。

② 家賃支援費

進学者は大学に在学する期間、就職者は退所又は委託解除
後に就労している期間（2年を限度）

貸付額：32,000 円以内（月額）

③ 資格取得支援費

資格取得に要する費用の実費（250,000 円を限度）

利子

無利子（連帯保証人を必要とします。）

※但し、連帯保証人を立てない場合でも貸付けを受けることができる場合もあります。

返還免除

次の要件に該当する場合は、貸付金の返還を免除します。

- ① 進学者は大学等を卒業後1年以内に就職し、かつ5年間引き続き就業を継続したとき。
 - ② 就職者は就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。
 - ③ 資格取得希望者は、就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき。
- 資格取得希望者のうち、進学者は大学等を卒業後1年以内に就職し、かつ2年間引き続き就業を継続したとき。

借受人の責務

貸付開始から免除までの期間、年に3回（4月・8月・12月）書類の提出が必要です。
毎年4月に、在学証明書、就業届等の確認書類の提出や、適宜提出が必要な書類もあります。免除までの期間、連絡が取れるようお願いします。



よくある質問 Q&A

Q 返還の債務の当然免除となる要件に「5年間引き続き就業を継続したとき」とありますが、就業先は1か所に限定されますか？雇用形態に決まりはありますか？

A 1か所の就業先でなくてもかまいません。また、1週間の所定労働時間が20時間以上必要ですが、雇用形態は問いません。

Q 生活費が毎月2万円だけ足りません。生活支援費を月額2万円で借りることはできますか？

A 一律5万円となっているため、貸付を希望する際は毎月5万円の貸付となります。

Q 家賃が3万5千円です。会社の住宅手当や学校の寮費免除がありますが、この場合は3万2千円の家賃支援費を借りることができますか？

A 上限3万2千円のため、場合によっては貸付の金額が異なることもあります。手当や免除の金額がわかる書類の提出が必要です。

Q 申請書類や記入の方法など不安があります。サポートはありますか？

A 記入や書類については、県社協または施設、里親までご相談ください。県社協は面談や書類提出、LINEや電話などを通して、連絡を取りながらサポートを行っています。

注意点

- ・転職や転居、退学など、状況に変化があった場合は、必ず県社協または施設等へご連絡ください。また、貸付決定から返還免除までの間は定期的に書類提出が必要です。
- ・すべての資金の貸付は、金額に関わらず1回のみとなります。

申込方法については、児童養護施設等を退所又は入所中の方は児童養護施設を経由し、里親等に委託中の方は里親若しくは本人から、里親等からの委託解除を受けた方は本人から申請書等必要書類を沖縄県社会福祉協議会へ提出してください。

お問い合わせ及び申し込み先

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

民生部（児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業）

〒903-8603 那覇市首里石嶺町4丁目373-1

TEL：(098) 887-2000 / FAX：(098) 887-2024

メール：jidou@okishakyo.or.jp

